

北九監第99号
平成27年10月13日

請求人 (記載省略) 様

北九州市監査委員	小村洋一
同	廣瀬隆明
同	後藤雅秀
同	三宅まゆみ

住民監査請求（北九州市職員措置請求）について（通知）

平成27年9月10日付で、地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求については、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

記

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

【理由】

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えたうえで、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において、請求人は、水道局用地に不当に車を停める者の排除のために、水道局用地を市道認定できるように工事し、貴重な公金を不当に車を停めている者のために使う公金の支出が不適切であると主張している。

また、水道局用地に不当に車を停める者に対しては、水道局、警察、自治会などが指導して止めさせるべきであり、工事の内容についても、安全上の大きな問題があると主張している。

さらに、市道認定しても、警察の都合で駐車違反の取り締まりが行われない、あるいは、市道認定で警察の取り締まりにより不当駐車が排除できるとしても、近傍の水

道局用地は市道にする訳にもいかず、不十分であると主張している。

請求人から提出のあった事実証明書を見ると、上下水道局と地元関係者との協議録からは、上下水道局が不法駐車対策として市道認定に向けた取組みを行ったことが確認できる。

しかしながらこの他に、次のことも確認できる。

- ・当該用地は、現況すでに道路形状になっており、隣接住民の生活道路となっていること。
- ・当該用地の市道認定については、以前から地元要望があっていたこと。
- ・市道認定に向けた取組みは、当該用地を通学路として利用する300人以上の学童等の安全対策が目的の一つであったこと。
- ・地元から不法駐車対策の要望があり、ビラ配布や看板設置等の対応を上下水道局が実施してきたこと。地元町内会も対策に協力してきたこと。
- ・市道認定のための道路整備は、交通管理者の警察、道路管理者の市と協議を行ったうえで進めていたこと。

住民監査請求は、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の防止、是正を図ることを本来の目的とし、住民一人でも請求をすることができる制度である。この請求が適法なものとして受理されるためには、対象となる財務会計行為等の違法性又は不当性が、法令等に照らして具体的に示され、添付を義務付けられている事実証明書においては、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められることが必要とされている。その趣旨は、請求人の憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするものであると解されている。

本件において提出された事実証明書からは、請求人の主張する市道認定工事の事実は確認できるが、一方で、工事に向けた理由や手順、方法は、広く公共の利益の実現をその責務とする地方公共団体が行う事業として妥当であると判断され、公金の支出が不適切という請求人の主張の要旨の裏付けが客観的になされているとは認められない。

したがって、法の趣旨に照らして、本件請求と添付されている事実証明書とを総合的にみると、請求人の主張は、財務会計行為等の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に理由が示されていないと判断した。